

平成28年3月30日

事業主様

兵庫県建築健康保険組合

標準報酬月額等級の上限の見直し及び特例的な随時改定の取扱いについて

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号。以下「改正法」といいます。）の一部が平成28年4月1日から施行されることに伴い、標準報酬月額等級の上限を見直すとともに、特例的な随時改定を取扱うこととしますので、次のとおりお知らせします。

1 標準報酬月額等級の上限の見直しについて

健康保険の保険料や各給付金の計算の基礎になる標準報酬月額は、従来、第1級の5万8千円から、第47級の121万円までの47等級に区分されていますが、平成28年4月から等級が3つ追加され、上限が139万円に引き上げられます（下表参照）。

等級	標準報酬月額	報酬月額 の 範囲
第45級	1,090,000円	1,055,000円以上 1,115,000円未満
第46級	1,150,000円	1,115,000円以上 1,175,000円未満
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
第48級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
第49級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

これにより、報酬月額が123万5千円以上の被保険者は、平成28年4月から新しい等級に該当することになります。

追加された標準報酬月額等級の適用については、前年の定時決定（又はそれ以降の直近の随時改定）の際に届け出た3か月平均の報酬月額が123万5千円以上である場合、その報酬月額を新しく追加される等級に当てはめ、4月から標準報酬月額が改定されます。

したがって、改定について事業主が新たな届出をする必要はなく、新しい標準報酬月額に改定された場合は、健康保険組合から事業主様宛に、平成28年3月15日付けで通知したところです。

（参考） 質問・回答

質問1 法律改正により追加された標準報酬月額等級の適用については、平成28年4月から同年8月までの間、前年の定時決定（又はそれ以降の直近の随時改定）の際の報酬月額を新しい等級に当てはめるとのことですか。

回答1 そのとおりです。平成28年3月の標準報酬月額の基本となった報酬月額が123万5千円以上である場合、当該報酬月額を新しく追加される等級に当てはめ、健康保険組合の職権で改定することになります。したがって、事業主からの新たな届出を要しません。

質問2 随時改定により、平成28年4月に標準報酬月額を改定する場合であっても、上記に基づき健康保険組合が職権改定を行うのですか。

回答2 平成28年4月から標準報酬月額を改定されるべき者については、随時改定が優先されます。したがって、事業主から随時改定に伴う届出が必要です。

質問3 随時改定に関して、第49級（133万円）から最高等級へと改定する際に、実質的に2等級の差が生じていることを目安となる報酬月額はいくらになるのですか。
<参考> 現行：第46級（115万円）→1,245,000円以上

回答3 下記の額となります。（通知改正事項）

平成28年4月1日以降 第49級（133万円）→1,415,000円以上

2 特例的な随時改定の取扱いについて

被保険者に固定的賃金の変動がありながら、標準報酬月額に2等級以上の差が生じないために随時改定の対象とならず、健康保険組合に被保険者報酬月額変更届の提出がされないことにより、実際に被保険者が受けている報酬と平成28年4月に適用される標準報酬月額との間に乖離が生ずる場合があります。

このため、このような者については、「平成28年4月から標準報酬月額を改定されるべき者」として、平成28年4月において、次のとおり特例的な随時改定を行う取扱いとしましたので、よろしくお取り計らい願います。

(1) 平成28年3月の標準報酬月額が121万円の者について

平成28年3月の標準報酬月額が121万円の者であって、次の①及び②の要件をすべて満たすものについては、平成28年4月に、当該者に係る標準報酬月額の随時改定を行う取扱いとしますので、被保険者報酬月額変更届の提出をお願いします（参考資料をご参照願います。）。

① 次のいずれかに該当していること。

ア 平成28年3月の標準報酬月額の算定の基礎となった報酬が支払われた期間の初月の翌月から平成27年12月までの間に支払われた報酬について固定的賃金の増額又は減額があったこと（その後、さらに平成28年1月に支払われた報酬について固定的賃金の増額又は減額があった場合を除く。）。

イ 平成28年1月に支払われた報酬について固定的賃金の増額又は減額があったこと（平成28年3月の標準報酬月額と、同年1月から3月までの3か月間に支給された報酬を算定の基礎とした報酬月額を改正法による改正後の健康保険法の規定による標準報酬月額等級表（以下「新等級表」といいます。）に当てはめて得られる標準報酬月額との間に、2等級以上の差が生ずる場合を除く。）。

- ② 平成28年3月の標準報酬月額算定の基礎となった報酬月額を新等級表に当てはめて得られる標準報酬月額と、同年1月から3月までの3か月間に支給された報酬を算定の基礎とした報酬月額を新等級表に当てはめて得られる標準報酬月額との間に、2等級以上の差が生ずること。

(2) 平成28年3月の標準報酬月額が115万円の者について

平成28年3月の標準報酬月額が115万円の者であって、次の①及び②の要件をすべて満たすものについては、平成28年4月に、当該者に係る標準報酬月額の随時改定を行う取扱いとします。被保険者報酬月額変更届の提出をお願いします（参考資料をご参照願います。）。

- ① 平成28年3月の標準報酬月額算定の基礎となった報酬が支払われた期間の初月の翌月から平成27年12月までの間に支払われた報酬について固定的賃金の増額があった（その後、さらに平成28年1月に支払われた報酬について固定的賃金の増額又は減額があった場合を除く。）が、現行の随時改定の対象とならなかったこと。
- ② 平成28年1月から3月までの3か月間に支給された報酬を算定の基礎とした報酬月額が123万5千円以上124万5千円未満であり、当該報酬月額を算定の基礎として新等級表に当てはめて得られる標準報酬月額が127万円となり、平成28年3月の標準報酬月額との間に、2等級の差が生ずること。

平成27年12月までに支払われた報酬について固定的賃金の変動があった場合

○平成28年3月の標準報酬月額が121万円の者

平成28年3月の標準報酬 月額の算定の基礎となった 報酬月額(A)	(A)の報酬月額を新等級表に 当てはめたときの 等級と標準報酬月額(B)		固定的賃金の変動後の 報酬月額 (平成28年1月～3月)	固定的賃金の変動後の報酬月額を 新等級表に当てはめた時の 等級と標準報酬月額(C)	特例的な随 時改定の 該当の有無	
117.5万～123.5万 (47級・121万)	47級	121万	～111.5万	～45級	～109万	×
			111.5万～117.5万	46級	115万	×
			117.5万～123.5万	47級	121万	×
			123.5万～129.5万	48級	127万	×
			129.5万～135.5万	49級	133万	○
			135.5万～141.5万	50級	139万	○
			141.5万～	50級	139万	○
123.5万～124.5万 (47級・121万)	48級	127万	～111.5万	～45級	～109万	×
			111.5万～117.5万	46級	115万	○
			117.5万～123.5万	47級	121万	×
			123.5万～129.5万	48級	127万	×
			129.5万～135.5万	49級	133万	×
			135.5万～141.5万	50級	139万	○
			141.5万～	50級	139万	○
124.5万～129.5万 (47級・121万)	48級	127万	～111.5万	～45級	～109万	×
			111.5万～117.5万	46級	115万	×
			117.5万～123.5万	47級	121万	×
			123.5万～129.5万	48級	127万	×
			129.5万～135.5万	49級	133万	×
			135.5万～141.5万	50級	139万	○
			141.5万～	50級	139万	○
129.5万～135.5万 (47級・121万)	49級	133万	～111.5万	～45級	～109万	×
			111.5万～117.5万	46級	115万	×
			117.5万～123.5万	47級	121万	○
			123.5万～129.5万	48級	127万	×
			129.5万～135.5万	49級	133万	×
			135.5万～141.5万	50級	139万	×
			141.5万～	50級	139万	○
135.5万～141.5万 (47級・121万)	50級	139万	～111.5万	～45級	～109万	×
			111.5万～117.5万	46級	115万	×
			117.5万～123.5万	47級	121万	○
			123.5万～129.5万	48級	127万	○
			129.5万～135.5万	49級	133万	×
			135.5万～141.5万	50級	139万	×
			141.5万～	50級	139万	×
141.5万～ (47級・121万)	50級	139万	～111.5万	～45級	～109万	×
			111.5万～117.5万	46級	115万	×
			117.5万～123.5万	47級	121万	○
			123.5万～129.5万	48級	127万	○
			129.5万～135.5万	49級	133万	○
			135.5万～141.5万	50級	139万	×
			141.5万～	50級	139万	×

○平成28年3月の標準報酬月額が115万円の者

111.5万～117.5万 (46級・115万)	46級	115万	～105.5万	44級	98万	×
			105.5万～111.5万	45級	109万	×
			111.5万～117.5万	46級	115万	×
			117.5万～123.5万	47級	121万	×
			123.5万～124.5万	48級	127万	○
			124.5万～	48級～	127万～	×

※網掛け部分は、現行の随時改定の取扱いにより、平成28年3月までに随時改定が行われている者であり、今回のお知らせによる対応の対象外。

平成28年1月に支払われた報酬について固定的賃金の変動があった場合

○平成28年3月の標準報酬月額が121万円の者

平成28年3月の標準報酬月額の算定の基礎となった報酬月額(A)	(A)の報酬月額を新等級表に当てはめたときの等級と標準報酬月額(B)		固定的賃金の変動後の報酬月額 (平成28年1月～3月)	固定的賃金の変動後の報酬月額を新等級表に当てはめた時の等級と標準報酬月額(C)	特例的な随時改定の該当の有無	
117.5万～123.5万 (47級・121万)	47級	121万のまま	～111.5万	～45級	～109万	×
			111.5万～117.5万	46級	115万	×
			117.5万～123.5万	47級	121万	×
			123.5万～129.5万	48級	127万	×
			129.5万～135.5万	49級	133万	×
			135.5万～141.5万	50級	139万	×
			141.5万～	50級	139万	×
123.5万～124.5万 (47級・121万)	48級	127万	～111.5万	～45級	～109万	×
			111.5万～117.5万	46級	115万	○
			117.5万～123.5万	47級	121万	×
			123.5万～129.5万	48級	127万	×
			129.5万～135.5万	49級	133万	×
			135.5万～141.5万	50級	139万	×
			141.5万～	50級	139万	×
124.5万～129.5万 (47級・121万)	48級	127万	～111.5万	～45級	～109万	×
			111.5万～117.5万	46級	115万	○
			117.5万～123.5万	47級	121万	×
			123.5万～129.5万	48級	127万	×
			129.5万～135.5万	49級	133万	×
			135.5万～141.5万	50級	139万	×
			141.5万～	50級	139万	×
129.5万～135.5万 (47級・121万)	49級	133万	～111.5万	～45級	～109万	×
			111.5万～117.5万	46級	115万	○
			117.5万～123.5万	47級	121万	○
			123.5万～129.5万	48級	127万	×
			129.5万～135.5万	49級	133万	×
			135.5万～141.5万	50級	139万	×
			141.5万～	50級	139万	×
135.5万～141.5万 (47級・121万)	50級	139万	～111.5万	～45級	～109万	×
			111.5万～117.5万	46級	115万	○
			117.5万～123.5万	47級	121万	○
			123.5万～129.5万	48級	127万	○
			129.5万～135.5万	49級	133万	×
			135.5万～141.5万	50級	139万	×
			141.5万～	50級	139万	×
141.5万～ (47級・121万)	50級	139万	～111.5万	～45級	～109万	×
			111.5万～117.5万	46級	115万	○
			117.5万～123.5万	47級	121万	○
			123.5万～129.5万	48級	127万	○
			129.5万～135.5万	49級	133万	×
			135.5万～141.5万	50級	139万	×
			141.5万～	50級	139万	×